

29 西南健発第5号
 公 告 第2号
 平成29年4月4日

東京都渋谷区南平台町3番8号
 東京西南私鉄連合健康保険組合
 理事長 鈴木克久

「生活習慣病健診利用規程」の一部変更について

このたび、下記のとおり「生活習慣病健診利用規程」を一部変更しましたので、公告いたします。

記

1. 生活習慣病健診利用規程の一部を、平成29年4月1日より、次のとおり変更する。

(短時間労働者の特例健診)

第11条 正社員の週所定労働時間の1/2以上3/4未満で働く被保険者（以下「短時間労働者」という。）のうち、事業所において労働安全衛生法上の定期健康診断（生活習慣病健診）の受診機会がなかった者については、本条各項に定める方法により償還払いの生活習慣病健診（以下「短時間特例健診」という。）を利用出来るものとする。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、短時間特例健診は利用者が任意の医療機関を選択し利用出来るものとする。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、短時間特例健診は個人単位で行うものとする。

4 第7条第1項の規定にかかわらず、短時間特例健診を利用する者は、医療機関に対して利用日の予約をするとともに、利用日の1カ月前までに組合で定めた申込書に所要事項を記載し、事業所をとおして組合に申し込むものとする。

5 第8条第1項の規定にかかわらず、短時間特例健診を利用する者が、利用の取消又は利用日を変更するときは利用日の10日前までに、組合及び医療機関にその旨を申し出るものとする。

6 短時間特例健診は、循環器健診については必ず受診するものとし、がん検診等の単独受診は出来ないものとする。

7 第10条の規定にかかわらず、短時間特例健診の循環器健診については3,000円の組合負担、がん検診等については上限金額まで組合負担とし、組合負担金額を超えた部分については本人負担とする。

がん検診等の上限金額については、次の各号によるものとする。

- (1) 消化器（胃） 15,000円上限（胃内視鏡実施の場合は、12,000円上限）
- (2) 腹部超音波 6,000円上限
- (3) 便潜血 2,000円上限
- (4) 肝炎 3,000円上限

- 8 短時間特例健診を利用した者は、利用料の全額を一時立て替え、後日、検査結果、領収証及び組合で定めた請求書により、事業所をとおして組合に請求するものとする。
- 9 組合は、前項による請求があったときは、内容を確認し、不備がないものについては、本条第7項に定める組合補助金額以内で組合負担金を事業所をとおして支払うものとする。
- 10 本条に定めのない事項は、第1条から第10条のとおりとする。

(別表の変更)

第12条 第2条による別表を変更するときは、理事会の議決によるものとする。

(細 則)

第13条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会において別に定めることができるものとする。

別表（一）

		検 査 項 目		負 担	
循 環 器 健 診	(1)	法定 項目	診察計測	既往歴・業務歴調査・自覚症状・他覚症状 身長・体重・腹囲・BMI・血圧測定・視力測定	事業主負担
			聴力	オーディオまたは会話法	
			胸部X線	直接または間接	
			心電図	安静時12誘導	
			尿検査	糖・蛋白	
	生化学検査	赤血球数 ヘモグロビン量 中性脂肪 HDL-C LDL-C GOT(AST) GPT(ALT) γ-GPT 空腹時血糖			
(2)	法定 外 項目	尿検査	潜血	組合負担 3,000円	
		血液検査	白血球数 血小板数 ヘマトクリット値		
		生化学検査	総蛋白 クレアチニン 尿酸 HbA1c		
が ん 検 診 等	(2)	消化器（胃）	胃部X線（直接または間接） または胃部内視鏡	組合負担 ただし、胃部内視鏡については胃部X線と同額が上限	
	(3)	腹部超音波	腹部5臓器（肝臓・腎臓・胆嚢・膵臓・脾臓）	組合負担	
	(4)	便潜血	2日法（免疫法）	組合負担	
	(5)	乳腺	マンモグラフィまたは超音波	組合負担 2,800円上限	
	(6)	子宮頸部	子宮頸部細胞診（医師採取）	組合負担 2,600円上限	
	(7)	肝炎	HBs抗原 HCV抗体	組合負担	